

行徳支所・市川市行徳公会堂敷地 出店事業者向け注意事項

本注意事項は、行徳支所・市川市行徳公会堂（以下「行徳文化ホール」と言う。）敷地における露店・キッチンカー等出店事業（以下「本事業」という。）の円滑な運営と安全確保を目的とします。出店者の皆様は、本注意事項及び関連法令（市川市火災予防条例、食品衛生法等）を遵守し、安全で快適な環境づくりにご協力ください。

1. 出店場所・区画について

- (1) 出店区画は、市が指定した 5m×4m の範囲とし、区画を示すテープ等を厳守してください。

2. 搬入・設営・搬出・撤収について

- (1) 来場し設営を開始する前は、必ず行徳文化ホールの事務所に立ち寄り、その旨を職員にお声がけください。また、その際に本人確認のため出店確定メールを提示し、「目的外使用許可書（原本）」「お客様向け注意事項」を受け取ってください。
- (2) チラシ、ポスター等掲示する場合は、出店区画内に掲示してください。
- (3) テント、タープ等を使用する場合は、適当な転倒防止策を講じてください。
- (4) 露店の出店に際して搬入・搬出に車両を用いる場合は、行徳支所の駐車場を利用し、出庫前に必ず行徳支所の守衛室に立ち寄り、その旨をお声がけください。
- (5) 舗装等を破損・汚損させた場合は原状回復費用を負担して頂く必要があるため、油等で地面が汚れる可能性がある場合、またはインターロッキング舗装を破損する可能性がある場合は、車及びタイヤ下にブルーシートを敷く等、必ず対策を行ってください。
- (6) 撤収作業が完了し退場する際には、必ず行徳文化ホールの事務所に立ち寄り、その旨を職員にお声掛けください。また、その際に「お客様向け注意事項」を返却してください。

3. 営業中の遵守事項

- (1) 提供する商品及びサービスには、消費税込みの価格を必ず見やすく表示してください。
- (2) 過度な呼び込み行為（大声を張り上げる、執拗に勧誘するなど）、音楽の再生（BGM 等も含む）、マイク等を使用した放送による宣伝行為、その他周囲の出店者や来場者、近隣住民に迷惑となる行為は禁止とします。

- (3) 許可された出店内容と関係のない広告宣伝活動や物品の販売等は行わないでください。
- (4) 提供する商品に含まれるアレルゲンについては、法令に基づいた表示を行うほか、必要に応じて販売時に口頭で確認するなど、適切に対応してください。
- (5) 感染症及び食中毒等の予防のため、出店者はマスクの着用（任意）、手指消毒液の設置など、衛生管理の徹底に努めてください。
- (6) 待機列が出店区画外の通行の妨げにならないよう整理してください。

4. 清掃・ゴミ処理・排水について

- (1) 営業中及び撤収時に発生したすべてのゴミ（調理くず、梱包材、お客様から返却された容器包装などを含む）は、分別を行った上で、全量持ち帰り適正に処分してください。
- (2) 出店区画及びその周辺は、常に清潔に保つよう努めてください。特に油汚れや食材のくず、飲みこぼし等で汚してしまった場合は、速やかに清掃してください。
- (3) 出店者は、必ずごみ回収場所を出店区画内に見やすく設置し、来店者が利用しやすいように配慮してください。また、営業中に発生し、行徳文化ホール内に持ち込まれたごみも出来る限り回収してください。
- (4) 出店により発生した排水（調理排水、洗浄水等）は、施設内の側溝や植え込み等には絶対に流さず、全量持ち帰り適正に処分してください。

5. 荒天・緊急時の対応

- (1) 出店者自身の判断で当日出店を中止する場合は、速やかに行徳文化ホール（Tel 047-701-3011）にご連絡ください。原則として自己都合による出店中止は出店料の還付対象外ですが、荒天などやむを得ない事情と市が判断した場合は、後日還付の可否を審査し結果をご連絡します。
- (2) 市が悪天候（警報レベルの天候や災害発生時など）により、出店の中止または出店時間の短縮を決定した場合は、原則として出店日前日までに登録メールアドレスへご連絡します。ただし、天候の急変等により、出店直前または出店中に中止等を決定する場合がありますので、市の指示に従ってください。
- (3) 緊急時（火災、急病人発生、事故等）は、人命救助を最優先とし、速やかに行徳文化ホール職員に連絡するとともに、周囲の安全確保や初期対応（避難誘導、救護、消防への通報な

ど)にご協力ください。

6. その他

- (1) 本注意事項に記載のない事項についても、市または行徳文化ホール職員が、安全や施設管理のために必要な指示を行った場合は、その指示に従ってください。
- (2) 本注意事項の内容は、関係法令の改正や社会情勢の変化、その他必要に応じて改定されることがあります。その場合は、事前に登録メールアドレスへの通知または市のウェブサイト等で告知します。
- (3) 本注意事項及び本事業の実施に関して不明な点がある場合は、要領に記載の問い合わせ先までお問い合わせください。
- (4) 当日の来場者数や販売状況等について、出店後に実施するアンケートへの回答をお願いいたします。
- (5) 対象火気器具等を使用する場合は、南消防署に露店等の開設届書を提出してください。
- (6) 緊急時を除き、行徳文化ホールの職員は当日発生したトラブルに対応しかねます。出店後の開庁日に要領に記載の問い合わせ先までお問い合わせください。